

Be a gift to the world

世界へのプレゼントになろう

2015～2016年度RI会長

K.R. ラビンドラン



第2780地区
大磯ロータリークラブ

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

★事務所：神奈川県中郡大磯町国府本郷546大磯プリンスホテル内 TEL：0463-61-1111(木) TEL/FAX：0463-36-2255

★例会：毎週木曜日 12:30～13:30 大磯プリンスホテル TEL：0463-61-1111 FAX：0463-61-6281

会長 河本 親秀

会長エレクト 百瀬 恵美子

幹事 大藤 勉

第2343 例会

平成27年9月17日 No.11

■司会：田中 敏治

■点鐘：河本 親秀

■合唱：手に手つないで

◇プログラム・9月24日：休会（定款適用）・10月1日：クラブフォーラム、理事会

◇出席報告

例会	会員数	出席数	出席率	マークアップ	修正出席率
2343回	17(15)	8	53.33%	—	—
2341回	17(15)	8	53.33%	—	—

◇欠席者(7名) 小林、宮澤、石山、笹尾、原、太田、斎藤(正)さん

◇マークアップ(0名)

◇ビジター：富田桂司さん(茅ヶ崎RC)

◇敬老の日のお祝い：



河本親秀さん 井上浩吉さん

◇おめでとうございます
結婚記念日祝：野田幸嗣さん
今朝妻よりロータリーからお花を頂いたと報告がありました、有り難うございました。丁度9月17日が結婚記念日、思えば21年になります。長いようで短い21年でした！。



◇会長報告

河本親秀会長

富田さんようこそ。富田さんは田中ガバナーの地区副幹事・ロータリー財団担当とのことです。私が加藤宗兵衛ガバナー(1982-83)の地区副幹事を務めた時、ロータリー財団と国際奉仕を担当したことを思い出します。

1. 笹尾さんお見舞い：先週例会後、大藤幹事、井上さん、新宅さんが笹尾さんのお見舞いに行っておりました。大変お元気になっておられ、間もなく退院されるとのことです。何よりも嬉しいです！

2. 会長幹事会報告

1) 地区よりソウル国際大会の出席案内に「かながわ湘南」RCのメンバーで近畿日本ツーリストの出口さんが出席：出席目標が2780地区が600人で、第一次参加予定届出が10月6日。600人に到達しない時は10月25日の地区大会で更に推進する予定とのこと。我がクラブからも出来るだけ多くの参加をお願いします。(17日現在6名の 申込あり)

2) ロータリー財団寄付とロータリーカード加入推進に地区R財団資金推進委員長・田所啓二氏が出席：ポリオプラス・スタートのエピソード。第8分区各

クラブの昨年度の寄付実績について発表。一人当たり年次寄付、寄付ゼロ会員、毎年全員100ドル以上寄付等の実績をクラブ別に発表、各クラブの会長・幹事にとってインパクトがありました。大磯クラブが総てに好成績なのは何故かとの質問があり、我がクラブは創立48年になるが、創立3年目に先輩諸氏が、毎月1千円(現在では年間約100ドル相当)を財団に寄付する決定をし、会費に上乘せして払い込むシステムを確立されたことが基礎となっており、その上にポールハリスを目指す会員の寄付があり、平均200ドルをずっとクリアできている。その背景には大磯クラブから今まで6人の財団奨学生(仙北谷さん、毛馬内さん、赤井さん、澤田さん、高谷さん、小玉さん)が選出されており、会員の財団に対する関心も深く、感謝の気持ちもある旨を話しました。

3)新会員のつどい：前年度入会者256名参加の予定。

4)青少年交換：平塚南RC8月からホスト中。

5)公共イメージ委員会より：2種類のヒヤリングシート＝今までのクラブの奉仕活動と今後行うエンドポリオキャンペーンの予定と貸し出しグッズの申し込＝提出依頼

6)R財団創立100周年プレコンサート・チケット購入依頼＝11月3日(火)14:00横須賀・ベイサイド・ポケット

7)ガバナー公式訪問は3分の2終了。第8Gでは平塚、平塚北を残すのみ。

8)日本初RI会長東ヶ崎潔氏記念碑建立費用の寄付を実行委員会から、会員一人2千円のお願いを依頼してきたが、ガバナー決裁で30万円を地区資金から出す事になった。

9)地区大会でのクラブ紹介は言葉でなくクラブ提出写真に紹介文も入れて行く。

10)地区大会記念ゴルフ大会参加者は170名となり、目標を達成しました。

3. 地区大会に出席下さい：

10月24日：大磯プリンスホテル

・会長・幹事会 12:30点鐘

・地区指導者育成セミナー：会長、幹事、会長エレクト出席、

・RI会長代理歓迎晩餐会：会長、幹事、会長エレクト出席

10月25日：茅ヶ崎市民文化会館

・本会議：点鐘12:30

4. 平塚北RC45周年記念式典：会長、幹事出席

日時：9月11日(金)15:30~19:30

場所：ホテルサンライフガーデン江陽の間

来賓：平塚市長、平塚商工会議所会頭、

ガバナー、台湾桃園RC(6名参加)

寄付：平塚市、R財団、米山記念奨学会

祝宴にはソプラノ歌手の独唱、ギターバンド・トゥインクル(5人編成)の演奏、上原平塚北RC会長のギター演奏など1時間以上の音楽演奏を楽しませて貰いました。

◇幹事報告

大藤勉幹事

回覧：

1. 財団資金推進委員会よりの資料
2. 寒川RCの例会変更お知らせ
3. 秦野名水RCクラブ委員会活動計画書
4. 財団補助金申請に関する書類

平塚北クラブ45周年式典のアトラクションの音楽の内、ソプラノ歌手は平塚在住の芸大卒で、とても声量のある人でした。トゥインクルは女性4人と男性ひとりの構成で音程の異なるクラシックギターにマイクを付けて演奏します。上原会長がギターを習っている先生がトゥインクルのメンバーなので招いたのでは。インターネットでトゥインクルを調べましたが、初めて台湾公演もするらしく、将来有名になるのではと思われます。非常にいい演奏を聴けました。

◇委員会報告

☆スマイルボックス

百瀬恵美子さん

・富田桂司さん：初めての御訪問になります。皆様どうぞ宜しくお願い致します。今年度は地区の副幹事にて財団の資金推進、資金管理委員会を担当させていただきます。地区大会含め宜しくお願い致します。

・河本親秀さん：野田さん結婚記念日おめでとうございます。大藤さん卓話楽しみにしています。

・田中敏治さん：富田様、ようこそいらっしゃいませ。ありがとうございます。敬老の祝、おめでとうございます。皆様、いつまでも元気でご指導、宜しくお願い致します。大藤さん卓話たのしみです。

・百瀬恵美子さん：野田さん結婚記念日おめでとうございます。富田さんようこそ！大藤さん卓話たのしみです。敬老祝いの皆さん、お元気で！



☆新宅文雄さん

1. 姉妹クラブいわき鹿島RCのあるいわき市の地価の上昇が日本一だそうです。原発問題で帰れない人達がせめていわきにと言うことのようにです。

2. 星槎グループの子供財団がこの五月に公益財団法人に昇格しました。東京オリンピック・パラリンピックにエリトリア国(人口560万人、以前より宮澤さんとの交流があった)のマラソン選手(北京オリンピックで金メダル獲得)を招いてそのトレーニングに箱根のグラウンドを使うこと、神奈川県で事前キャンプをやる協定を結んだとのことです。

3. 姉妹クラブ小諸RCの牧野さんの子息で日本画家(牧野伸英さん)が小諸市立高原美術館で個展を開催するので、お出かけ下さいとの知らせが来ております。

4. 明日ステパノ学園の起工式があります。



◇ 卓話

◆◆◆相続税について◆◆◆

大藤 勉さん



配付資料：相続税の基礎控除とは

「相続対策」について考えてみませんか

卓話は今回で3回目となります。

1年に1回程度は、テーマを見つけて、お話したいと思っております。

話す限りは、事前に資料を調べ、間違ったことは話さないよう予習することは、自分にとっても貴重な時間です。

さて、今日のテーマですが、平成27年から基礎控除額の大幅に引き下げと相続税率が引き上げされた相続税を中心に、お話ししたいと思います。

昨年から本屋さんに行くと、相続関連の本が多く見

受けられるようになりました。また、銀行、証券会社や税理士さん、司法書士さんなどが盛んにセミナーや相談会を開催しています。

基礎控除額の削減

特に、基礎控除額については、お手元に配布した資料のとおり、かなりの減額となります。たとえば、相続人が配偶者1名、子供2名の場合には、昨年までの8000万円から、今年は4800万円に4割も減少することとなりました。

一般の家庭の資産状況からすると、「そんなに財産がないから大丈夫」という感覚を持っているかと思いますが、確かにこれまで相続税を支払うケースは、毎年全相続の4%、つまり100件のうち4件の割合でしたが、それが地価の高い大都市圏で不動産をもっている人では、実に20%を超える人が対象となり、日本全体では、倍の8%程度が相続税支払いの対象になると予想されると掲載している本があります。

基礎控除額の減額について私は、やむを得ないかなと思うところがあります。もちろん国の借金が膨大であることがそうですが、この基礎控除額は地価が高騰した時期に引き上げてきた経緯があります。今、地価はバブル期の半分以下、さらには3分の1程度のところもあります。ですから、地価の下落にともない基礎控除額の引き下げたということが言えると思います。

世界の相続税

ただ世界の状況は少し違います。

世界の国の中では、相続税のない国があります。カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、イタリア、スイスでは廃止されていて、イギリスでも生前贈与を利用すれば実質的に相続税を払わなくて済む制度があります。また、アメリカでは、息子ブッシュ政権が税率をゼロにしましたが、現オバマ政権は従来より低い税率で復活させました。中国、インド、タイなどにはそもそも相続税はないそうです。ちなみに、先週、アルウィン君に尋ねたところ、「それはなんですか」と話してましたので、インドネシアでも相続税はそもそもないようです。

新聞記事では、スウェーデンを取り上げていました。スウェーデンは、相続税のほか贈与税、資産にかかる富裕税をそっくり廃止したようです。あるスウェーデンの資産家の話として、「高額所得者が国外に出てしまえば、国の競争力が落ちる。無駄を省いて、もっと税金を下げるべきだ」ということを掲載していました。スウェーデン生まれの企業で、家具のイケヤはグループ持ち株会社をオランダに、三角パツ

クの紙容器を広めたテトラパックも本社はスイスということで、両社とも創業家は、スウェーデンを離れたとされています。

「海外では、相続税は不公平な税と考えられている」と元国税庁長官で早稲田大学教授の渡辺裕泰氏は話しています。

日本の相続税問題

私は信用金庫に入って35年ほどになりますが、幸いなことにいろいろな職務を経験できました。私が30歳を過ぎたときに、初めて営業店から本部業務の融資の審査・管理を担当しました。担当は、貸出金の審査とそして回収が主の仕事で、その時に弁護士と話をすることが多々ありました。当時は、融資関連の相談が多くありましたが、今は預金に関するものが、増えているように感じます。個人資産が1500兆円とも1600兆円とも言われており、預貯金をはじめとする個人資産が増えているということかなあと思っています。

当時、相続関連で弁護士が話されたことはよく覚えています。

戦後日本は、平等ということになり、誰でも自分の権利を主張するようになった。相続が起きると、例えば二男、三男が自分の権利を弁護士に相談に来ると、そのとおりに争いをいたずらに増やす弁護士がいるという話をしていました。

昔は、長男が絶対の権限・権利を有していて優先的に相続していました。今は、兄弟みな平等ですので、弁護士の言っていることは法的には正しいのですが、もし、財産が不動産しかない場合には、どうすればよいのか。先祖代々の土地を処分し現金化することが起こると思います。

金融機関での相続の手続きでは、原則相続人全員の了解のもと手続きをすることとしています。その理由は、あとからクレームが起きないようにするためです。しかし、少し前になりますか、判例で金銭債権は分割可能であるから、遺言がない場合には、相続人は自分の法定相続分について相続人全員の合意なくとも単独で請求できることが認められました。つまり、自分の法定相続分について、金融機関に請求ができ、拒否されれば、法的な措置により、金銭を得ることができるようになったのです。

遺言の勧め

さて相続関連の本を読んでいると、相続対策について、被相続人は消極的であるということが、書かれています。その理由は、「子供たちが話あってうまくやってくれるだろう」とか、「俺が死んだら、後は子供たちで好きなようにやればいい」といったこ

とです。自分の財産については、生前に考えておく必要があると思います。生前に子供とよく話をしたり、もしくは遺言することをお勧めしたいと思います。

また、相続税で税務署に指摘されるケースとして、名義預金があります。贈与税の基礎控除額には、年間110万円という枠があります。その範囲内であれば、子供や孫の名前で預金を契約すれば、無税で贈与できていると考える人が多々いると思われます。しかしながら税務署は、「単に親族の名義を借りた預金なのではないか」という疑いを持つようです。つまり「贈与」したと主張してはいるけれども、実態は単なる名義預金であると判断されるということです。名義預金に関しては、例えば10年以上前の預金に関しては時効であり、税金の支払いは消滅するのではないかと考えた考えをする人がいるようですが、問題の本質はそもそも「贈与」が成立していないことにあるわけで、時効を論じる余地はないということになります。

贈与は「双方の合意がある約束」であり、一方の意思だけで成立するものではなく、必ず双方の契約が必要です。お互いの意思が明確でなければ、贈与とみなされないものであることを意識しなくてはなりません。一例としては、印鑑と通帳の管理が贈与する側つまり親が管理したりしていると、亡くなったとき子供や孫の名義であっても被相続人の預金に認定されることとなります。最近の相続関連の本では、契約を結ぶことをすすめているものがほとんどです。ある本によると相続時に10家族に2家族は何らかの形で嫌な思いをし、そのうち1家族は「争い」に発展していると書かれていました。争いになるケースは、相続税のかからない範囲の金額でも、たくさんあると指摘しています。相続を争族というように書いているものも多々見受けられます。そうならないように先ほどもお話したように、「生前に子供とよく話をする」、「遺言する」ということを実行していただければよいのではないかと思います。

以上

